

鳥取県告示第567号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶の撤去について、同法第75条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、平成23年11月3日までに当該船舶を二級河川蒲生川水系蒲生川の河川区域内から撤去すること。

船舶番号	船名	所在地
272-17492	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-12522	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-18984	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-・8012	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-12351	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
不明	不明	岩美郡岩美町大字岩本275
272-13707	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-12452	原田丸	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-11158	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-・7・24	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
272-・・995	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
不明	隆昇丸	岩美郡岩美町大字岩本265-1
272-10576	不明	岩美郡岩美町大字岩本265-1
272-・8984	はつたか	岩美郡岩美町大字岩本1090-4
不明	湊一丸	岩美郡岩美町大字岩本1090-4

- 2 期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県東部総合事務所長が撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。